

双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
をここに定める。

令和 8 年 4 月 2 7 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町告示第 2 1 号

双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要
綱

双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付要綱(令和 6 年双葉町告示第
2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「該当するものとする。」を「該当するもの又はこれに準じ
て町長が認める者とする。」に改める。

第 9 条中「双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式
第 3 号)」を「双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付決定通知書兼補
助金額確定通知書(様式第 3 号)」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。
様式第 3 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

申請者(代表者) 様

双葉町長

双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました双葉町帰還促進住宅支援事業補助金につきましては、双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 確定補助金額 金 円

3 交付の条件

町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の決定を取り消すことができる。この場合において、町長は、既に支給した交付金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の決定又は支給を受けたことが明らかになったとき

(2) 補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件、要綱に基づき町長が行った指示若しくは命令又はその他規則に違反したとき

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。